

陳 情	受 理 番 号	147	受 理 年 月 日	令和2年8月31日	付 託 委員会	教育福祉
件 名	児童虐待防止策の刷新について（陳情）					

件名 児童虐待防止策の刷新について（陳情）

陳情の趣旨

全国的に児童相談所へ寄せられる虐待相談はここ30年間で、増え続ける一方です。沖縄県は2018年度に1100件と過去最多となり、前年度691件に比べて1.59倍と大幅に増え、増加率は全国ワースト1位となっています。

これは、児童福祉などの専門家・有識者による制度設計が失敗し続けていることを示しています。そこで、実際に親から虐待された当事者たちが望んでいる虐待防止策を市議会に検討していただくために、昨年1年間で当事者本人から集めた新しいデータ、証言、実態をもとに、真に有効な虐待防止策を策定していただきたいと思っております。

陳情の理由

沖縄県ならびに那覇市では、虐待相談の窓口となる児相が不足しています。明らかな傷害事件として児相が警察に案件を持ち込んでも、警察は被害児童を保護できないため児相に戻す。すると児相はパンクしてしまうので、案件にするハードルを高めざるをえません。

そのため、虐待相談の件数は頭打ちとなっており、コロナ禍で急増している虐待の実数とはかけはなれた数値が統計データとなっている状況です。こうした統計が公表されている現状では、県民・市民が子どもの虐待実態について誤った認識をもたされ、問題を正しく把握できません。

そこで、添付資料を議員の皆様に通していただき、下記に挙げる真に有効な虐待防止策を一刻も早く、議会で検討、議決していただきたいです。

あなたがこれをご覧になっているこの時間にも、現実には県内のどこかで子どもが虐待され、生命の危険に晒されています。

(要望)

1. 虐待・子どもの人権・親権について学校で児童・保護者が学べる機会を作る

子どもは「虐待とは何か」を知らない。義務教育で発達年齢に合わせて毎年1回、「虐待とは何か」「子どもの人権とは何か」「親権という責任は何か」について教わるチャンスを作れば、早めに被虐待を自覚でき、早期発見で児相に保護してもらえる。公立校ならすぐにでも可能なはず。

2. 成人した被虐待経験者は役所で自立支援金を得て独立・自活できるようにする

虐待のトラウマで統合失調症などを患うと、働くことが難しくなり、自分を虐待し続ける親との同居をいつまでも余儀なくされる。

そこで、医者で診断書で親子関係に起因する精神病であることが明記されたら、その診断書を役所に持参するだけで、家を出て生活できるだけの資金を得られる「自立支援金」の制度を作してほしい。自治体が支出した「自立支援金」は、自治体から虐待した親へ請求できるようにすれば、自治体は予算を最小化でき、親権者だった人は支出を恐れて虐待しにくくなる。

3. 虐待による治療費は、診断書を役所に出すだけで全額返還され、親の負担に

虐待されて精神病を患っても、治療費を子どもが自己負担で払い続けることが珍しくない。虐待された子ども側が治療費を自己負担するのはおかしい。

そこで、親子関係に起因する病気・障害であることが診断書に明記されたら、その診断書を役所に持参するだけで、これまで払った医療費と今後かかる医療費の全額が役所で即日返金される制度を作してほしい。その医療費は自治体が親に請求する。

4. 親に虐待されて育った人は、時効なしに親を相手取った損害賠償請求ができる

未成年でも法定代理人を立てて裁判はできるが、同居中の親を訴えることは心理的に難しく、家裁担当の弁護士も少ない。すると、虐待されても時効になってしまう。時効撤廃は国会議員にしかできないが、青少年健全育成条例を改正し、子ども側が親に対して民事で訴える場合に限り、自治体が訴訟関係費用を肩代わりすれば、虐待した親は一生、「いつか訴えられるのではないか」という不安から、虐待の抑止効果が見込める。

5. 10歳以上に起業を学べる機会を提供し、自主避難の資金を作れるようにする

統計では10歳以下に虐待が多いとされるが、現実には10歳以上になると、虐待に耐える日常が当たり前になってしまうため、虐待を自覚するチャンスを奪われている。

そこで、商取引が可能とされる10歳から、自分で商品・サービスを開発し、売る技術を実践的に学べる無料の「子ども起業塾」を地域に作してほしい。一般企業では15歳までは雇われないため、その年までは業務委託か、起業するしか、家を出て暮らすための収入手段が作れない。15歳になれば、株式会社の社長になれる。

10歳から稼ぐ技術を学べれば、社長として稼ぎ始めた際、収益を会社に貯めておける。親権者は子どもの個人資産をいくらでも奪えるが、会社の金には手を付けられない。自力で稼げれば、親に生活や教育費の面倒を見てもらう必要がなくなり、18歳までの3年間だけ耐えれば、親の暴力から逃れられるほか、売春や違法行為、危険なビジネスなどからも身を守れる。無料塾では、商才のある仲間の会社の社員にもなれて、ひいては沖縄経済の発展にも寄与できる。

6. 被虐待児を緊急保護しても逮捕されない「民間養護者制度」

現行法では、被虐待児を緊急保護しても、保護した人が親権者から誘拐罪で訴えられて警察に逮捕されかねない。そこで、保護した時に役所に電話で「今から民間養護者登録してください」と報告しておけば、逮捕されない条例を作してほしい。

緊急保護は2週間から最長2か月に設定しておけば、その間に家裁で親権制限をかけられる。あとは「民間養護者」から特別養子縁組ができれば、虐待する親元から子どもを救うこともできる。児相の新設予算が出せない今、民間人が緊急保護できる制度があれば、子どもは親に殺されずに済む。

7. 父母による親権の独占をやめ、子どもが親権者を選択・排除・追加できるように

父母だけに親権を独占的に認めている民法では、2人にだけ子育ての全責任を押し付け、子育ての孤立化に迫いつめ、虐待を動機づけてしまう。

だが、被虐待児を保護できる権限は児相と親権者にしかない。父母以外でも親権者になれるように法律や条例を変えれば、誰でも被虐待児を保護できるようになる(＝親権フリー)。

親権者は養育・教育の責任者なので、3人目の親権者がいれば、子どもの生活費・教育費などにかかるお金や労力、時間も3分の1。4人の親権者なら4分の1(＝親権シェア)。これなら、虐待されそうになった子は他の親権者の家へ安心して避難できる。被虐待児を保護した善意の人が誘拐罪で逮捕されるという珍現象もなくなる。何より虐待の温床である「家の閉鎖性」を打ち破れる。

この新制度では、成人の親権希望者が役所に届け出ておき、その親権者候補リストから子ども自身も面談し、選べる権利を保障し、産み育ての両親も含めて、恐怖や不安の対象にすぎない親権者がいたら、子ども自身が排除できる権利も子どもに与えてほしい。

親権フリー＆シェア制度は、LGBTがパートナーシップ条例で「みなし夫婦」になるのと同様、自治体で「みなし親子」と認定する条例を作れば、実現できる。

<添付資料>

- ① 被害者による虐待の実態証言
- ② 被害当事者と有識者・市民を招いた意見交換・学習会の案内